

(別紙)

「植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案及びオーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案に関する意見・情報の募集」の結果について

1 意見・情報の募集の実施状況

実施期間：令和6年4月18日から令和6年5月17日まで

提出意見：1通（計1件）

2 御意見及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
断固反対 断固反対 断固反対 断固反対	国際植物防疫条約（IPPC）及び衛生植物検疫措置の適応に関する協定（WTO・SPS 協定）では、検疫上の十分な科学的根拠なしに輸入の禁止・制限等の検疫措置を維持してはならない旨が規定されています。 今回のオーストラリア産ぶどうの品種制限については、オーストラリアとの技術的協議及び有害動物の性質に関し専門の学識経験を有する者等からなる植物防疫検討会等を経て、国際基準である低温処理が実施されれば、我が国にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエが侵入するリスクは無視できるほど低いとの結論に至ったため、植物防疫法施行規則の一部改正等を行うこととしたものです。 海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正についても、き裂、損傷等がない密閉されたコンテナであれば、日本到着後に処理を継続しても検疫有害動植物の分散のおそれがないとの結論に至り改正を行うものになります。